

## 函館市都市景観賞の表彰に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市都市景観条例（平成7年函館市条例第14号。以下「条例」という。）第34条の規定に基づく函館市都市景観賞の表彰（以下「表彰」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の名称および部門)

第2条 表彰の名称は、函館市都市景観賞とし、第4条第1項で定める部門ごとに表彰を行う。

(被表彰者の決定)

第3条 市長は、次条第1項に規定する所有者等、設計者、施工者その他関係者のうちから、委員会の審査を経て、条例第34条第1項の規定による被表彰者を決定するものとする。

(表彰の対象等)

第4条 表彰の対象となる条例第34条第1項に規定する都市景観の形成に寄与していると認められるまたは都市景観の形成に貢献したと認められる建築物等および活動（以下「物件等」という。）は、次の各号のいずれかの部門に該当するものとする。

- (1) 建築物部門 建築物等で、新築・増改築等により、優れた都市景観を創出しているもの
- (2) 屋外広告物部門 広く公衆への広告を目的とした看板等の表示物で、新設・改修等により、周辺環境に配慮し、優れた都市景観を創出しているもの
- (3) まちづくり活動部門 まち並み景観を向上させる活動等

2 表彰の応募期間は、別に定める。

(表彰の方法等)

第5条 表彰は、表彰状および副賞を授与して行う。

- 2 前条第1項に規定する物件等に対する副賞は、賞を授与したことを表示できるものを含めることとする。
- 3 前項に規定するもののほか、副賞については、別に定める。

(表彰の実施)

第6条 表彰は、毎年度1回行うものとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りではない。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年3月1日から施行する。
- 2 函館市都市景観に係る表彰に関する要綱（平成8年1月8日決定）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年7月24日から施行する。
- 2 平成26年度の表彰は、この要綱による改正前の函館市都市景観賞の表彰に関する要綱第6条に規定する特別の事情があるものとし、実施しない。

附 則

この要綱は、平成31年2月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。